

掛川市条例第30号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）

第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき5,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき5,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき10,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき17,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき29,000円

(イ) 共用部分 1件につき10,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき10,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき10,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき29,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき150,000円

(イ) 共用部分 1件につき120,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき265,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき265,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき422,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付した法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき3,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき3,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき6,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき10,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき17,000円

(イ) 共用部分 1件につき6,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき6,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき17,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円

(イ) 共用部分 1件につき61,000円

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分 1件につき133,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき133,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき214,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。